

議会基本条例の骨子の議論の進め方について（案）

会派名（ ）

	骨子	実施状況	賛・否	検討日程
1	目的			4月19日
2	議会の活動原則			4月19日
3	議員の活動原則			4月19日
4	会派			4月19日
5	市民と議会の関係			4月19日
6	議決責任等			4月19日
7	市長等との関係の基本原則（※）			
8	市長による政策等の形成過程の説明（※）			
9	反問権（※）			
10	予算・決算における政策説明資料の作成、資料（※）			
11	監視及び評価			
12	政策立案、政策提案及び政策提言、政策討論会			
13	議員間の討議による合意形成（※）			
14	1問1答方式	実施済み		
15	文書質問（※）			
16	議決事項			

17	常任委員会	規定済み		
18	全員協議会	規定済み		
19	会派代表者会議	規定済み		
20	議会による研修、議員による研修及び調査研究			
21	議員定数	条例化済み		
22	議員の政治倫理	条例化済み		
23	議員の報酬	条例化済み		
24	広報広聴委員会			
25	議会の情報公開			
26	議会図書室			
27	議会事務局			
28	政務調査費	条例化済み		
29	最高規範			
30	予算の確保			
31	継続的な検討			

<議論の進め方について>

- 第1ステップ 以上31項目について、条例化もしくは実施すべきかどうか各会派の意見を持ち寄り、精査する。
不一致の場合は保留にし、まずすべての項目の議論をする。議会運営員会では、各会派の議論を促進するため、項目ごとの内容について共通認識にする協議を行う。
- 第2ステップ 一致した場合はどのように条文化するのかの協議。
- 第3ステップ ※について、市長部局の意見を聞く

以上